



広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和48年4月20日発行 No. 198



福祉・教育に厚みを加えた 超大型予算の編成なる

総額五億三千九百九十四万円

「町議会第一回定例会」

(48年度一般会計)

昭和四十八年利根町議会第一回定例会は、三月十二日から同二十日まで九日間の会期で開かれ、総額五億三千九百九十四万円の四十八年度一般会計予算など二十三件の議案が可決されました。

それでは次に、町長の予算編成方針をはじめ本年度の主な建設事業、一般質問、議案等について順を追ってご紹介いたします。

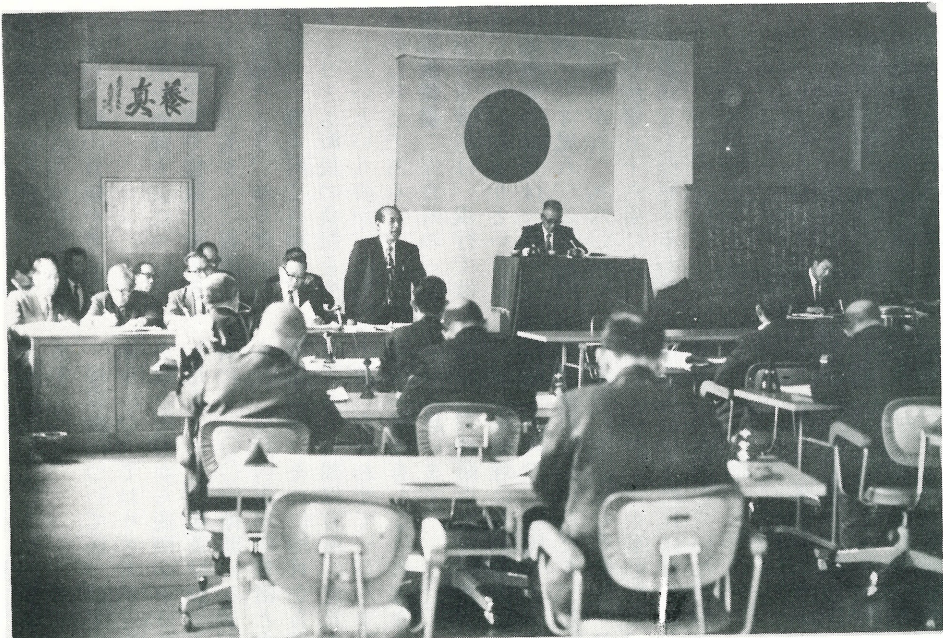
四十八年度予算編成方針 町長

過去数年来、当町財政は、経済の高度成長に反映した地方交付税の増加にささえられ行政水準の向上に積極的にとりくむ素地が整えられてきたが、反面、町民生活水準の向上と急速な都市化に伴う行政需要は急増し、これに対処し効率的な財政運営により、町民福祉の増進を図るための建設事業(投資的経費)を積極

予算編成に当たり特に留意した事項

- 一、予算の総花的配分をさけ重点化により、投資効果の増大を図るよう考慮し、特に産業振興を配慮しつつ、福祉文教に厚みを加えた。
- 二、後年度における財政運営に支障のない範囲において、でき得る限り地方債の活用により、積極的に建設事業を遂行する措置を講じた。
- 三、消費的経費について、全般的に再検討を加え、これが削減を図り、各種補助金等については、団体の性格事業の効果を判断して適正化すること努めた。
- 四、企業誘致及び大規模開発行為(宅造)はすべて民間資本の導入によりこれを行

つづいて保存いたしましたよう



▶写真は第一回の定例会で48年度予算編成方針を説明する小島町長

(3月12日写す)

ない、財政秩序の適正化に努めた。

これは、数年来積極的地域開発により得た経済成長の効果を福祉に向け、流動的な社会経済状況の中にも住民福祉の実をあげるべく収入を強気に見込み、重点配分を行ない実に五億の大台に上る当町としては超大型予算の編成に踏み切ったのである。

この新年度の予算の中から主な建設事業をあげてみますと次のとおりです。

- 一、中央公民館の建設
 - 一、老人いこいの家建設
 - 一、全小学校のプール建設
 - 一、町内全域に防犯灯増設
 - 一、布川小学校の給食室建設
 - 一、文小学校の校庭拡張
 - 一、産業道路の建設
- 第一期工事 羽根野、横須賀
- 一、道路整備及び橋梁建設
 - 一、庁舎敷地の取得
 - 一、交通安全施設の増大
- 広域的な事業として
- 一、公共下水道及び終末処理場の建設に対する積極的な協力
 - 一、利根川よりの取水権の獲得
 - 一、竜ヶ崎、千葉線バイパスの早期完成

一般質問

鈴木 茂議員

問 保育所に関する保育料及び利用料について

保育単価は国の基準に従い徴収されていると思うが、一般家庭の経費の負担はかなり大きいのが実情である。

47年度は、町長の英断で措置児のDクラスの保育料は軽

減されたが、措置児及び私的契約者についても福祉行政の面からご検討願ひ、何%かの補助がでないか町長の方針をお聞きしたい。

町長 私からは大綱についてご解答いたしました、細部については、担当課長から説明させたいと思います。

まず、保育所の問題ですが本年度はまず重点的に老人福

祉に力を入れるという考えから、昨年度並みの予算にとどめた。

しかし、今後関係委員会で十分検討していただくと同時に町民の声もお聞きして、児童福祉の一環から特定のクラス以外のものについても三〇〇円ぐらいの町の負担を考えている。

具体的な処理方法については、補正予算で措置を講ずることとし、ともかくご質問の趣意に添うよう、本年度から保育料の一部を町で負担し、多少なりとも町民の負担を少なくしたいというのが、私の基本的な考えである。

鈴木厚生課長 保育所の一ヶ月における費用は、現行ではどのくらいかかるかというところ三才未満児の場合は一八、八五〇円。三才児八、二七〇円四才児以上が六、九六〇円でそのうち法第五十六条によって一部負担金を徴収するわけです。

次に補助負担区分率を参考までに申しますと、昨年度補助をいたしましたDの階層のうちD₂を例にとりますとこの世帯は所得税額が二万、三万円納めている世帯で、これに該当するのがいちばん多いわけですが、この階層では

徴収金は、三才未満児の場合四、〇五〇円で補助率は七八・五%。三才児及び四才児以上の場合、徴収金はそれぞれ三、九五〇円で補助率は三才児四七・七%。四才児以上が四三・二%となっております。

保育料については、以上のようになっておりますが、さきほど町長から説明がありましたようにC階層及びD₁一人当たり三〇〇円補助するとなると、現行の布川保育園と文間保育所、それに四月から発足する東文間保育所(定員六十名)を合わせて一百八十万円位の補助をしなければならぬと思います。

問 環境衛生について (イ)し尿処理について大きな問題ですので、町民サイドで十分検討していただき、しかも業者の生活権も考慮し、お互いに納得のいく案を作り、担当課長から町民に良く知らせた上で実施していただきたい。

町長 し尿処理の問題は、なかなか難しく関係委員会の数次にわたる会議でも名案というものが浮かばないのが実情であるが、町の基本的な考えからいうと、すべての町民が



写真は文間保育所のよい子たち 法操競技(7)頁の応援にきたところをパチリ。

同じような公平な負担で処理できるような方法にしたいと思う。

また、役場の事務的な負担をできるだけ軽減すると同時に町の負担もなるべく少なくしたいと考えている。

角田保険衛生課長 し尿処理については、ご存知のように山田清掃社、河内衛生社、それと昨年から許可加盟された利根町の利根衛生社の三社で利根全域について業者の地区割話し合いにより実施されているわけです。

従前においては町の清掃条例に基づき、基本料金月額一世帯三〇〇円のほか、手数料として一本(36ℓ)七〇円、18ℓにつき35円にて重量制(検針)によって徴収されていたわけであるが、住民側から種々苦情がでたわけです。

事務局として当初考えていたことは、一人一か月36ℓとはつきり決め、人員に応じて料金を徴収することを検討していたのですが、業者間に納得が得られず、重量制で従前どおり行ないたい気運にて進められてまいりました。

しかし、汲取りについては役場を通じ申込みすることを原則として行なってきたわけですが、一般住民において

んどうという理由から直接業者に依頼して自由に汲取りを行なうという家庭が続出する状況で、手数料においても安い、高いという批判がでたわけです。

したがって事務局では、いたずらに事務量やその処理の対策についても繁忙を生ずるという理由により、四月から自由契約とし、今後の推移を見守って考究しようという結果になりました。

住民福祉の観点ならびに業者の育成も必要であります。幸い奄ヶ崎地方衛生組合、広域のブロックの行政の中に、各関係市町村の共通課題として、し尿処理対策の円満な運営を期し、研究したいと思っ

ている。
問い (四)汚濁水質検査器を購入したと思いますが、その利用度、データー等について担当者からお聞きしたい。
大塚開発課長 水質検定制は昨年十月購入したが、カドミウムをはじめいろいろの公害について測定するには、技術的に問題が多く、現在使用方法についてメーカーの指導を受け、飲料水並びに付近の水について、使用上のいろいろな問題を究明し、取扱法についてマスターしただけで、

各地点のデーター等については未測定の段階です。
なお、この検定制は、広域行政上、開発が進むにつれて新利根川の水が非常に汚染されるという問題が起こりましたので、開発に伴うこれらの汚染について、定期的に場所を決めて測定しようというひとつの購入の動機があったわけです。

そこで、ただいま申しましたように技術的な問題はある程度マスターしましたが、測定の場合については、現在検討中であり、広域的な立場からあるいは町独自の立場から測定する地点を何箇所か決めて周期的に行なう考えである。また時期については、用水前と用水がきた時点を最初に測定し、それを基礎として隣接関係市町村と共同で水質の検査をし、公害の問題については、間違いないようやりたいと思いますが、現時点では以上のような段階です。ご了承をお願いします。

問い 町有財産管理について一備品台帳の整備について、たびたび申し上げてまいりましたが、夏休み等に臨時職員をおいても基本から整備すべきと考えますので、この点についてもお聞きしたい。

町長 これは二年ほど前からやろうと考えていたが、おくられていて申しわけない。いま帳簿の作成中であり、作成されましたら全部もれなく町の財産を調査して整備していく考えである。
伊藤総務課長 備品台帳の整備についてであるが、現在業者に台帳の印刷を依頼してあるので、これができ次第すべてを整備したいと思っております。ご了解をお願いします。
布川小学校が立派に完成し、このほど移転いたしました。



一億四千一百五十八万円を補正

47年度一般会計予算

○ 議案第一号 昭和47年度利根町一般会計補正予算について

昭和47年度利根町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億四千一百五十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六億一千二百九十七万二千円とする(既定額は四億七千一百三十九万二千円)

補正予算の歳入及び歳出については次のとおりです。

◎ 歳 入

○ 地方交付税

五千四百六十三万円

○ 分担金及び負担金

二千二百五十八万三千円

○ 国庫支出金

△四十万三千元

○ 県支出金

三百十六万九千円

○ 諸収入

一百七十万一千円

○ 町債

五千九百九十万円

歳入合計

一億四千一百五十八万円

◎ 歳 出

○ 議会費

△一万二千元

○ 総務費

五千五百五十四万三千元

○ 民生費△三十九万三千元

○ 衛生費六百三十四万八千円

○ 農林水産業費

三十五万九千円

○ 土木費

六千一百七十二万七千円

○ 教育費

一千五百十七万一千円

○ 公債費一百二十八万三千元

歳出合計

一億四千一百五十八万円

主な歳出をあげてみますと次のとおりです。

○ 防犯灯設置工事負担金

二百万円

○ 中央公民館建設基金積立金

二千円

○ プール建設基金積立金

六十万円

○ 文小校庭埋立基金積立金

九十万円

○ 中央公民館建設用地埋立工事代

九十万円

○ 同排水設備工事代

六十万円

○ かきつばた移植に伴う作物補償料

六十万円

○ 子防接種後遺症一時金 四百四万九千円

○ ごみ捨場埋立工事代 三十万

○ 衛生組合負担金追加分 八十五万九千円

○ 9号線(横須賀&奥山)道路拡幅工事代 四十六万五千円

○ 産業道路測量委託料 二百五十万円

○ 三夜橋取付道路新設工事代 一百十七万円

○ 産業道路建設工事代 一千二百万円

○ 台地舗装工事追加分 六十六万円

○ 産業道路建設土地購入代 四千五百三十七万円

○ 三夜様前橋梁拡巾工事代 三十三万円

○ 消防団員退職報償金 一百九万四千円

○ 旧布川中学校改裝工事代 一百二十二万円

○ 文小校庭拡張土地代 一千四百三十二万円

○ 議案第二号 昭和47年度利根町国民健康保険特別会計補正予算について

昭和47年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

事業勘定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ六百八十七万一千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ九千七百十五万円。

直営診療施設勘定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ五十二万八千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三千九百七十万六千円とする。

(事業勘定)

◎ 歳 入

○ 国庫支出金 二百二十五万円

○ 繰越金四百六十二万一千円

歳入合計 六百八十七万一千円

◎ 歳 出

○ 総務費 十三万六千円

○ 保険給付費 七百五十二万五千円

○ 保険施設費 二千円

○ 予備費 △七十九万二千円

歳出合計 六百八十七万一千円

(施設勘定)

◎ 歳 入

○ 県支出金 五十二万八千円

歳入合計 五十二万八千円

◎ 歳 出

○ 総務費 一百八十二万八千円

○ 医業費 六万円

○ 施設整備費

△九十八万五千円
○ 公債費 △三十六万五千円
歳出合計 五十二万八千円

○ 議案第三号 利根町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

町長、助役、収入役の給与が次のとおり改正されました(カッコ内は改正前の額)

町長 一九五、〇〇〇円
助 役 一六〇、〇〇〇円
収入役 一五五、〇〇〇円

この条例は公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

○ 議案第四号 利根町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会議員の報酬(月額)が次のとおり改正されました。

議長 五〇、〇〇〇円
副議長 四六、〇〇〇円
副議長 四五、〇〇〇円

議長 四〇、〇〇〇円
副議長 三九、〇〇〇円

○ 議案第五号 利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(三六、〇〇〇円)

利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償の一部が次のとおり改正されました。(改正前の額については広報とねNo.96参照)

教育委員会の委員(月額) 委員長 一〇、〇〇〇円

委員 八、〇〇〇円

農業委員会の委員(月額) 会長 一〇、〇〇〇円

会長代理 八、五〇〇円

委員 八、〇〇〇円

選挙管理委員会の委員 (以下日額) 委員長 二、五〇〇円

委員 二、〇〇〇円

投票管理者 二、五〇〇円

開票管理者 二、五〇〇円

選挙長 二、五〇〇円

投票立会人 二、〇〇〇円

開票立会人 二、〇〇〇円

選挙立会人 二、〇〇〇円

監査委員 知識経験者 二、五〇〇円

議会選出 二、〇〇〇円

固定資産評価審査委員会委員 二、〇〇〇円

民生委員推せん委員会委員 一、五〇〇円

委員 一、五〇〇円

国民年金保険料貸付委員会の委員 委員長 二、〇〇〇円

委員 一、五〇〇円

青少年問題協議会委員 二、〇〇〇円

防犯協議委員 二、〇〇〇円

社会教育委員 二、〇〇〇円

公民館運営審議会委員 委員長 一、五〇〇円

副委員長 一、二〇〇円

委員 一、〇〇〇円

学校薬剤師 三、〇〇〇円

国民健康保険運営委員協議会委員 (以下年額) 委員長 一、二、〇〇〇円

委員 一、〇、〇〇〇円

簡易水道運営委員会委員 委員長 一、二、〇〇〇円

副委員長 一、〇、〇〇〇円

委員 九、〇〇〇円

区長 基本給 一、二、〇〇〇円

戸数割 五〇〇円

統計調査員 委員長 一〇、〇〇〇円

改正されました。 一五五、〇〇〇円 (一三〇、〇〇〇円)

○議案第七号 利根町消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例の一部改正について

消防団員の定員等が次のように改正になりました。

定員 三三〇人 (四六四人)

報酬 団員年額 二、〇〇〇円

費用弁償 一回につき 八〇〇円 (五〇〇円)

○議案第八号 利根町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

この件は同条例に次の「医師手当」を加えたものです。(医師手当)

医師手当は、給与条例に定める医療職給料表の適用を受ける職員が医療もしくは試験検査の業務に従事したとき、または公衆衛生に関する調査研究の業務に従事したときに支給する。

手当の額については、業務に従事した月一月につき利根町規則で定めた額を支給する

○議案第九号 利根町国民健康保険診療所条例の一部改正について

この件は、診療所の改築に伴い、診療所の番地「大字立崎六一番地」を「大字中谷九六四番地」に改めたものです。

○議案第十号 利根町国民健康保険診療所使用料等条例の一部改正について

診断書等の手数料が次のように改正されました。

① 診断書 一通につき 五〇〇円

② 健康診断書及び身体検査書 一通につき一、〇〇〇円

ただし、二通目以上は 五〇〇円

③ 死亡診断書一通につき 一、五〇〇円

ただし二通目以上は 八〇〇円

④ 死体検案書 二通につき五、〇〇〇円

⑤ 福祉年金裁定用診断書 一通につき二、〇〇〇円

ただし生活保護者は 一、〇〇〇円

⑥ 身体障害者手帳交付申請診断書 一通につき 二、〇〇〇円

ただし生活保護者は 五〇〇円

⑦ 厚生年金診断書 二、〇〇〇円

⑧ 恩給診断書 五、〇〇〇円

⑨ 交通事故診断書 一、五〇〇円

⑩ 第三者行為による事故及び傷害診断書 三、〇〇〇円

⑪ 裁判用診断書二、〇〇〇円

⑫ 生命保険関係診断書 二、〇〇〇円

⑬ 生命保険死亡診断書 二、〇〇〇円

⑭ 児童、生徒、学生欠席のための診断書 三〇〇円

⑮ 証明書 五〇〇円

⑯ その他特殊診断書 七〇〇円

⑰ 〇議案第十一号 利根町廃棄物処理手数料徴収等条例の制定について

この件については、第64回臨時国会で「清掃法」を全面改正し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され法律の施行と相俟って昭和46年9月末から施行されることになったもので、自治体でもこれに関連して廃棄物処理手数料徴収等条例の制定をみるようになったものです。

また、この条例の施行は4月1日から従来の利根町清掃手数料条例は廃止されました。

○議案第十二号 稲敷地方広域市町村圏事務組合の設立に

(6)頁へつづく

昭和48年度利根町 一般会計予算

(別表)

歳	入	単位千円
1	町	100,836
2	地	4,300
3	方	5,220
4	取	227,625
5	得	1
6	交	8,160
7	付	1,230
8	金	33,840
9	税	11,516
10	支	861
11	出	1
12	入	26,000
13	金	3,000
14	金	5,950
15	入	111,400
歳入合計		539,940

歳	出	単位千円
1	議	15,116
2	総	145,667
3	民	67,626
4	衛	23,230
5	農	22,552
6	水	1,200
7	産	57,857
8	業	12,774
9	費	164,781
10	費	26,137
11	費	3,000
歳出合計		539,940

ついで

地方自治法(昭和22年法律第67号)第二八四条第一項の規定により、広域市町村圏に関する事務を共同処理するため、次の市町村によって、この組合が設立されたもので、組合の議会の議員には、佐々木民三・根本七郎の両氏が選出(利根町)されました。

竜ヶ崎市、牛久町、江戸崎町、利根町、東村、河内村、新利根村、美浦村、桜川村。

○議案第十三号 利根町医療福祉費支給に関する条例の制定について

○議案第十四号 利根町母子家庭医療費給付条例の制定について

以上の二件については、3月号の(3)頁でお知らせしましたように、乳児、重度心身障

害者、ねたきり老人、母子家庭の医療費が4月1日から無料になるという内容のもので

ただし、母子家庭の場合、入院に関しては、町長の認定により二万円を限度として支給されることになっております。

○議案第十五号 後記のとおり

○議案第十六号 町道の路線一部供用廃止について

利根町大字下井字二の耕地45番地先の町道路敷の供用を次のとおり廃止するものとす

一、土地の表示
利根町大字下井字二の耕地

45番地先町道路敷
○議案第十七号 昭和48年度利根町一般会計予算について

議会はまず、上程された予算案に対し、町長及び各主管課長の説明を求め、さらに各常任委員会がそれぞれの分野で慎重に審議を重ね、議会最終日の三月二十日、各委員長がその結果の報告を行ない、新年度の予算は万場一致で可決されました。

歳入及び歳出については別表のとおりです。

○議案第十八号 昭和48年度利根町国民健康保険特別会計予算について

○議案第十九号 昭和48年度利根町簡易水道事業特別会計予算について

特別会計予算については、来月号に掲載いたします。

○議案第二十号 利根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改

正について

これは、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に勤務年数に応じて、次のとおり退職報償金を支給するというものです。

5年以上10年未満 五、〇〇〇円
10年以上13年未満 一〇、〇〇〇円
13年以上15年未満 二〇、〇〇〇円

○議案第十五号 利根町道の路線認定について

○議案第二十一号 利根町道の路線廃止について

○議案第二十二号 利根町道の路線変更について

以上の三件については、文間地区・文地区等圃場整備により新しく道路ができた、元の道路が廃止になったり、

(既定額は六億一千二百九十七万二千円)
補正予算の歳入及び歳出については次のとおりです。

○歳入
国庫支出金十五万三千円
県支出金 二十万円
寄付金 △十七万三千円
歳入合計十八万円

○歳出
総務費 十八万円
歳出合計十八万円

○歳入
国庫支出金十五万三千円
県支出金 二十万円
寄付金 △十七万三千円
歳入合計十八万円



第六回消防ポンプ操法競技大会

優勝は第一分団と第十九分団

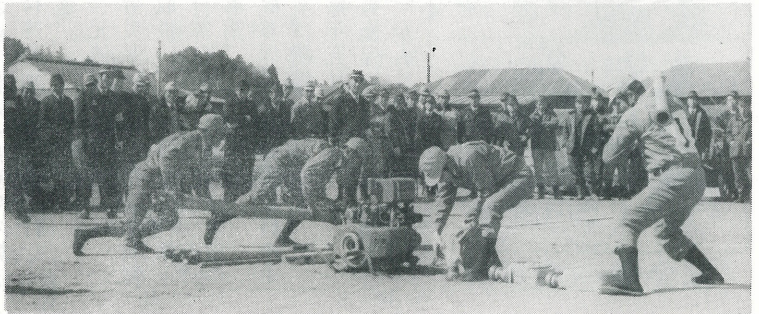
第六回利根町消防ポンプ操法競技大会は、去る三月七日(全国火災予防週間期間中)に文間小学校校庭で、利根町の精鋭二十名の消防団員により、はなばなしくくりひろげられました。

これまでの操法と違い、実践向き操法に改正された操法であり、各選手諸氏は、連日の訓練で身につけた実力を遺憾なく発揮され、茨城県消防

学校から来町した審判長をはじめ各審判員が、厳格公平な審査の結果、自動車ポンプの部で第一分団。可搬式ポンプの部で第十九分団がそれぞれ優勝の栄冠を勝ち取りました。操法競技は、各操作員の動作、要領及び操作時分の基準が示され、四〇〇点を満点として、減点法によって減点し減点数の少ないチームを上位とすることになっています。



▲写真は自動車ポンプの部で優勝した第1分団(内宿・浜宿・押付本田)のチームです。



上位入勝チームを次のとおりご紹介いたします。

○自動車ポンプの部
優勝 第一分団(内宿・浜宿・押付本田)

二位 役場消防隊
三三・七・〇
三〇六・二五

○可搬動力ポンプの部
優勝 第十九分団(惣新田)



▲写真は可搬動力ポンプの部で優勝した第19分団(惣新田)のチームです。

- 二位 三五一・九五
第十三分団(大房)
- 三位 三四二・四五
第四分団(馬場)
- 四位 三三五・〇
第二十分分団(加納新田)
- 五位 三三三・七五
三三三・七五
三三三・七五
三三一・六

「中の写真は第十三分団のすばらしい演技です」

弓削順さん表彰さる
利根町選挙管理委員会委員長 弓削順さん(大字横須賀)は、81才という高令にもかかわらず、選挙事務の管理執行を適正に行ない、かつ明るく正しい選挙の実現に努力してまいりましたが、このほどその功績により、茨城県選挙管理委員会連合会から表彰され、今後ともいっそうのご活躍をお願い申し上げます。

商工会だより

●総会に出席しましょう

三月の決算が終わると、四十七年度の収支決算、事業遂行状況について監査を受け、さらに役員会において承認を受け、四十八年度の収支予算事業計画(案)が検討され、承認を得てから総会において会員の検討、承認をいただくこととなります。

総会開催予定は、五月下旬になると思いますが、四十八年度は、役員改選などの重要な案件もあり、会員二百六十名の半分以上のご出席がないと成り立ちません。

会の運営はどのようなようになっているかを理解していただくためにも、また今後の運営を決定する上においても、会員のかたがたのご協力がなくては決議されません。

忙しい時期でまことに申しわけありませんが、商工会のいちばんたいせつな行事の一つですから、ぜひご出席くださいますようご協力をお願いいたします。

◆労働保険について

①当然適用(強制適用)事業
○常時五人以上の労働者を使用するもの
○製造業、電気、ガス、水道

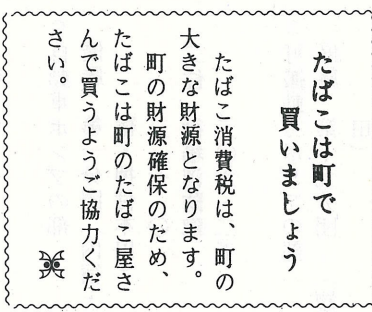
業で常時労働者を使用するもの
○建設業で常時労働者を使用するもの
②任意適用事業

強制適用事業でない事業は任意です。事業主が任意加入の申請をし、認可を受けることによって成立します。

③一元適用事業
労働保険と失業保険の保険

たばこは町で
買いましょう

たばこ消費税は、町の大きな財源となります。町の財源確保のため、たばこは町のたばこ屋さんで買うようご協力ください。



関係をおわせて一つの労働保険として取扱い保険料の算定納付等を両保険一本で行なう事業。

④二元適用事業

労働保険と失業保険を別個に取扱い、労働保険料の算定納付等は別々に二元的に行なう事業。

⑤概算保険料確定保険料の申告及び納付

毎年五月十五日
◎労働保険事務組合(商工会内)があり委託届けにより、

事務の代行を行なっています強制適用に該当する事業主は申請手続きを忘れずにいたしましょう。

●火災共済に加入しましょう

各地に異常乾燥注意報がでております。財産を守るために掛金の安い配当金がつく茨城県火災共済に加入しましょう。

加入手続きは商工会事務局で行なっております。

(利根町商工会事務局)

利根町に フラワー・ロードを

「心に歌を、まちにみどり」をひかり輝く太陽と清らかな大利根の流れ、このすばらしい自然と人間の調和、みどりあふれる明るい郷土！
明るい町づくりは植樹と花づくりから、みんなで植えようたくさんのお花と木を！
まずグリーンプランのスタートは、パイパスにカンナ通りをつくる案はいかがでしょうか。太陽の如く燃える赤いカンナを！
これをスタートラインとして全町フラワー・ロード化をはかり、さらに家庭の片隅までも花いっぱい、緑いっぱいの運動をおこし、健全な環境

の保全と夢と希望に富んだ明るく暮らしよいわれらの利根町づくりに力強く前進させていこうではありませんか。(T)

広報文芸

短歌：羽中 高橋 良助
若き日に読みし古書見い出せり
雨の炬燵に追想しばし

来の宮の七分咲きなる梅林に
露店毎吹く笛の音賑やか
東伊豆夜半の外湯の静かなる
空に三ツ星漁火の間に
娘の植えし若木の梅は年毎に
春を告げつつ花増し咲けり

利根ゆるく曲り流るる我が村
よ富士ヶ嶺白く若草青む



町勢 (昭和48.4.1現在)	
世帯数	1,811
人口	8,463 { 男 4,128 / 女 4,335 }
発行所	利根町役場
町長	小島栄一郎
編集	総務課 広報係
電話(利根)	(029768) 2211, 2212, 2213
印刷	倉沢印刷株式会社